コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Benesse Holdings,Inc.

最終更新日：2015年7月15日
株式会社ベネッセホールディングス
代表取締役会長兼社長 原田　泳幸
問合せ先：広報・IR部　03-5320-3505
証券コード：9783
http://www.benesse-hd.co.jp/ja/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の基本理念であり、社名でもある"Benesse（ベネッセ）"は、ラテン語の"bene（よく）"と"esse（生きる）"を一語にした造語で、"よく生きる"という意味を示している。当社は、「国内教育」「海外教育」「生活」「シニア・介護」「語学・グローバル人材教育」という事業領域において、人々のよりよく生きようという向上意欲と課題解決を支援することを目指している。"Benesse(ベネッセ)"という企業理念に基づいた商品・サービスを徹底して提供し続けることが、当社の独自性、競争力となり、健全で持続的な成長を可能にすると考えている。

企業理念を実現し健全な事業の成長を継続するため、また、ステークホルダーとの適切な関係を維持し社会的指名を果たすため、当社は、事業会社各社による自律的な成長と、当社取締役による経営監督機能のさらなる維持・向上を図るべく、経営体制の構築、運用に取り組んでいる。なお、当社の経営体制は、取締役8名（うち社外取締役5名）、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成されている。

当社は、持株会社体制のもと、グループ全体の経営理念、成長ビジョンの実現、及び全体の経営数値目標の達成を目的に、「事業会社経営管理規程」に基づき、グループ全体の経営執行に関する情報を収集・共有し、牽制機能を果たしている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	16,619,400	17.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,830,800	10.22
公益財団法人福武財団	5,008,000	5.20
株式会社中国銀行	2,787,800	2.89
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	2,741,578	2.85
福武　純子	2,155,200	2.24
株式会社南方ホールディングス	1,836,000	1.90
福武　信子	1,769,000	1.83
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　中国銀行口　再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	1,600,000	1.66
福武　美津子	1,575,433	1.63

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、当社取締役福武英明氏が代表を務める資産管理及び投資活動目的の法人であるefu Investment Limitedが信託財産として拠出している当社株式13,618千株を含み、委託された信託財産の議決権行使に関する指図書はefu Investment Limitedである。efu Investment Limitedは、このほかに1,049千株を直接保有している。
なお、当社は自己株式6,263千株を保有している。当該株式には議決権がないため、上記大株主からは除外するとともに、持株比率の算出についても、当該株式数を控除している。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の子会社「株式会社東京個別指導学院」が東京証券取引所に上場している。同社については、独立性を尊重しつつ、相互補完的かつ相乗的な効果が発揮できるよう協力関係を保っている。なお、同社については、取締役7名、監査役4名のうち、当社から取締役1名を派遣、当社の人事戦略部長と(株)東京個別指導学院の副社長との兼任が1名、また、当社から、監査役1名を派遣している。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩瀬　大輔	他の会社の出身者											
岩田　眞二郎	他の会社の出身者											
辻村　清行	他の会社の出身者											
福武　英明	他の会社の出身者	▲						○				
安田　隆二	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩瀬　大輔	○	――	岩瀬大輔氏は、ライフネット生命保険（株）代表取締役社長を現在務めている。その経歴から、国際経験及び起業、企業経営、経営戦略策定に関する豊富な経験・知見を有している。ライフネット生命保険（株）並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定している。
			岩田眞二郎氏は、（株）日立製作所代表執行役　執行役副社長を現在務めている。その経歴から、国際経験及び企業経営、情報通信領

岩田　眞二郎	○	―――	域に関する豊富な経験・知見を有し、客観的・中立的立場から、当社グループの経営に対して有益な意見を述べ、同時に監視機能を果たすことを期待している。(株)日立製作所並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
辻村　清行	○	―――	辻村清行氏は、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ代表取締役副社長、ドコモエンジニアリング(株)代表取締役社長を歴任している。その経歴から、国際経験及び企業経営、情報通信領域に関する豊富な経験・知見を有し、客観的・中立的立場から、当社グループの経営に対して有益な意見を述べ、同時に監視機能を果たすことを期待している。本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。
福武　英明		―――	福武英明氏は、公益財団法人福武財団副理事長、Berlitz Corporation Director, efu Investment Limited Directorを現在務めている。当社グループ主要子会社での社外取締役経験及び株主視点に立った意見を、当社の経営に活かしていただけることを期待し、社外取締役に選任している。
安田　隆二	○	―――	安田隆二氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授を現在勤めている。その経歴から、国際経験、企業経営、経営戦略策定に関する豊富な経験・知見を有し、客観的・中立的立場から、当社グループの経営に関して有益な意見を述べ、同時に監視機能を果たすことを期待している。一橋大学大学院並びに同氏本人及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定する。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	5	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	5	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会(取締役会の諮問機関)

◆目的と内容
取締役候補者の選定と解任の提案、および報酬設定のために設置。
・取締役および社長候補者の決定
・取締役および社長の解任案を取締役会に提出
・明確な選任・解任理由の開示とパフォーマンス評価
・取締役の報酬制度・運用方針の策定・諮問
・取締役の個別報酬額決定

◆構成メンバー
取締役と社外取締役
委員長は社外取締役の岩田眞二郎
・特別利害関係人は決議に参加できない。
・社外取締役の岩田眞二郎が委員長を務められない事由がある場合、社外取締役の互選により委員長を代行する。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に開催される合同会議における業務報告等を含め、必要に応じ情報の交換を行うことで、相互の連携を深めている。合同会議は定例で年5回開催され、監査計画及び監査実施状況等について意見が交換される。
監査役と内部監査部門は、日常、適宜必要に応じて業務報告等、情報の交換を行うことで、相互の連携を深めている。さらに、必要に応じて、内部監査部門は監査役会に出席している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
和田　朝治	他の会社の出身者													
出雲　栄一	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田　朝治	○	―――	和田朝治氏は、過去に東京・広島・大阪の地方裁判所等にて判事補を務めた経験並びに岡山弁護士会会長、日本弁護士連合会常務理事を務める等、裁判官・弁護士として、企業法務等における専門的知見を活かし、客観的・中立的な立場から、重要な経営課題に対して、積極的に意見表明を行い、実効性のある監査の実施に努めている。同氏及び近親者は、親会社や兄弟会社、主要な取引先、大株主等、取引所が規定する項目に該当するものはないことから、当社グループからの独立性は極めて高いと認め、独立役員に指定している。
			出雲栄一氏は、出雲公認会計士事務所の代表を現在務めている。過去に有限責任監査法人トーマツのパートナーを務め、公認会計士としての専門的知見と、会計監査及びコンサルティング業務を通じて多くの企業に関わってき

出雲　栄一		―――	た経験を、当社における監査に活かしていただけるものと考えている。また、同氏は過去に会社の経営に関与していないが、上記理由から、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断している。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度：基本報酬のほかに、連結営業利益及び売上高を指標として変動する賞与を支給。
ストックオプション：当社の社内取締役3名を対象に、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額7,000万円を上限に付与
その他：社外取締役を対象に、「株式累積投資制度」を利用して、基本報酬の一定割合で、自社株を購入。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役3名　（新株予約権 1,900個）
従業員：執行役員含む18名（新株予約権 2,400個）

合計 4,300個
なお、上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
http://blog.benesse.ne.jp/bh/ja/ir_news/m/2015/06/27/uploads/pdf/news_20150627_jp.pdf

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて社内取締役及び社外役員の別に各々の報酬総額を開示。連結役員報酬が1億円以上の取締役については、個別報酬を開示。

代表取締役　原田泳幸
連結報酬等の総額　142百万円（基本報酬　ベネッセホールディングス 137百万円、ベネッセコーポレーション5百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬は、予め指名・報酬委員会で起案し、取締役会で決議した役員報酬テーブルに基づき仮年俸を決定。そのうち賞与を業績に連動させている。賞与支給額は、連結営業利益及び売上高等を指標とし、予算達成率及び対前年比率に応じて決定される。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対し、適宜必要に応じて経営情報の提供を行うほか、取締役会開催に際して必要な事前説明を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は持株会社として、当社及び当社グループが「Benesse」（よく生きる）の企業理念のもと、健全かつ継続的に発展していくために必要となる体制を、適法かつ適切に構築していくべく、以下の経営体制で運用に取り組んでいる。取締役会は、会長を議長として原則毎月１回開催し、経営の

重要な意思決定を行うとともに、事業会社の業務執行を監督している。取締役会の諮問委員会として、指名・報酬委員会及び投融資委員会を設置している。指名・報酬委員会は、3名以上の社外取締役と会長及び社長をメンバーとし、当社の取締役の選任・解任・報酬の検討または決定を行い、取締役会に答申している。また、恣意性を排した運用を行うため、指名・報酬委員会のメンバーが審議する議案の当事者である場合は、その決議に参加できないこととしている。

ELT(Executive Leadership Team)会議は、社長を議長とし、副社長、常務、及び議案に応じチーフオフィサー、カンパニー長、社長の指名者が出席し、取締役会に上程する事項及び社長の指定する事項の検討、決定を行っている。

[当社グループの業務執行の監督]
当社は、持株会社体制のもと、グループ全体の経営方針、長期ビジョンの実現及び全体の経営数値目標の達成を目的に、事業会社経営管理規程に基づき、以下の方法により当社グループ全体の業務執行に関する情報を収集・共有し、牽制機能を果たしている。
当社は、当社グループの戦略的な事業領域ごとにカンパニーを、その責任者としてカンパニー長を設置もしくは任命し、当該事業領域ごとの子会社を統括している。カンパニー長はカンパニー全体の成長戦略の立案及び遂行、当社と当社子会社の連携の強化をはかっている。また、当社は月次で業績の確認会を設け、業績及び重要事項の進捗を定期的に確認している。

また、当社は、当社グループの業務執行を監督する取締役の補助者として、事業戦略、管理、人事、グループガバナンス、マーケティング、財務経理、ITその他事業基盤、個人情報保護、情報セキュリティ、リスクマネジメント及びコンプライアンス、事業のデジタル化その他分野ごとにチーフオフィサーを任命し、チーフオフィサーは、当社グループの経営管理の推進、経営課題の抽出、解決等の役割を担っている。

子会社は、当社グループの経営に影響を与える可能性のある重要な事項について機関決定を行う場合、当社と事前に協議を行うものとしている。当社は当該協議事項について、当社グループの成長及び適法性の確保の観点から、当社内のカンパニー長とチーフオフィサー間で検討のうえ、当社代表取締役決裁、当社取締役会決議等の手続を経るものとしている。

[内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続]
内部監査については、当社及び事業会社に対し内部統制の整備・運用状況とリスクの対処状況を監視し、重要事項について監査をおこない、当該監査結果について経営陣、監査役に報告している。監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査役監査基準に従い、予防監査に重点を置いて、経営陣と重要経営課題に関する問題意識を共有することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に責務を負うことを監査方針として掲げている。各監査役が、監査方針に従い、経営トップとの定期的な意見交換、取締役会への出席、指名・報酬委員会、月次業績確認会等の重要な経営会議体への出席、事業会社の責任者等からの事業報告の聴取や業務状況の調査等を積極的に行っている。また、更なる監査機能の充実を図るため、平成27年2月に専任の監査役スタッフを設置した。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査人監査を定常的に実施している。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、持株会社として、グループ全体の適切なガバナンスを行うべく、取締役会と監査役会を設置しており、それぞれ以下の役割を担っている。
取締役は、8名中社外取締役が5名となっている。当社では、継続的に複数の社外取締役を選任しており、これにより、経営の監督機能の維持、向上を図ることを目的にしている。
監査役は、独立した立場から、取締役の職務執行についての監視機能を担っている。監査役は、取締役会その他重要な経営会議体への出席、代表取締役との積極的な意見交換等により業務執行状況の調査を行っている。また、当社の取締役等の経営層の問題にかかる内部通報窓口として、当社の常勤監査役にグループの全役職員が匿名でも直接通報できる「監査役直通ホットライン」を設置し、監視機能のさらなる向上を図っている。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催予定日の約3週間前に送付。招集通知は社内納品確認後、発送日前日にWebに掲載。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただけるように土曜日に開催。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン又は携帯電話を用いたインターネットによる議決権行使を可能にしている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォーム（ICJ）に参加し、議決権行使環境の向上に取り組んでいる。
招集通知（要約）の英文での提供	要約版の英文招集通知を、議決権電子行使プラットフォームや当社ホームページ上で提供している。
その他	招集通知のカラー化を実施。当社ホームページ上に、招集通知等の総会関係書類（要約版の英文招集通知を含む）、総会当日の質疑応答要旨、議決権行使結果等を掲載すると同時に、総会当日の模様や映像資料の一部を、同日中にストリーミング配信。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長、副社長による説明会を、年2回実施。当社ホームページ上に、説明会資料を掲載。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けカンファレンスを年数回程度実施。このほか、トップによる海外IR（個別訪問）と、IR担当者による海外投資家訪問を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料掲載のほか、決算説明会資料（和・英）、統合レポート（アニュアルレポート+CSRレポートの和・英）、ファクトブック、株主通信等のIR資料、トップメッセージ、個人投資家向けのコンテンツ、オンライン統合レポート＆動画等を掲載。 http://www.benesse-hd.co.jp/ja/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報・IR部に3名のIR担当者を設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ベネッセグループ行動指針において、顧客、取引先、株主等のステークホルダーに対して、グループの役職員が大切にすべき価値観、判断の拠り所となる指針を明確にしており、その徹底を求めている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について開示している。
その他	ベネッセグループでは、世界各地域での事業展開に伴い、多様な国籍の従業員を雇用している。子会社の（株）ベネッセコーポレーションでは、通信教育事業の拡大に応じて東アジアを中心に、同じく子会社のベルリッツコーポレーションでは、70以上の国と地域で、人材の採用・育成を行っている。また、（株）ベネッセコーポレーションでは、創業以来一貫して女性活用を進めている。仕事と育児の両立支援を中心に行い、採用・昇格・昇進等、すべてにおいて性別による区別なく、実力に応じた評価を行ってきた結果、多くの女性が活躍している。（2015年4月時点の女性比率は、従業員：53%、管理職：30%） 役員についても同様で、当社は性別や国籍、年齢等に関わらず、多様な「人財」の活躍を重視

	している。取締役8名のうち2名が30代であり、監査役4名のうち、1名が女性、執行役員9名中1名が女性、2名が外国人である。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社グループの業務が、適正かつ倫理性をもって遂行されることを確保するため、企業理念に根ざし、グループにおける役員、従業者一人ひとりがとるべき行動の指針を示した「ベネッセグループ行動指針」を制定している。この指針は、ベネッセグループの役員、従業者として大切にすべき価値観、判断の拠り所となる指針を示したものである。グループ各社はこの指針に示す行動を実行するため、それぞれの業態、事業特性、事業規模、職場環境等に応じた、より具体的な内容の各社固有の行動基準その他の規程を定め、当該規程を通して業務の適切性を確保し、コンプライアンスの徹底を行う。また、違法または不正な行為、定款、社内規程に違反する行為に対する通報制度として「スピークアップライン」を設置・運営している。このように、当社グループは、社会規範、経営倫理及び法令等の遵守を履行することによって、社会に対して価値を提供し続ける企業であることを目的としている。

この行動指針を根幹とする当社グループの内部統制システムの基本方針及び会社法施行規則に定める体制整備に必要な大綱を定めるため、当社取締役会において、会社法第362条4項6号に基づく決議を行っている。

リスクマネジメントにおいては、チーフオフィサーの設置により、専門的な観点から当社グループのリスクの把握と対応を行っている。また、グループ全体を対象とした管理規程に基づき、クライシス発生時に情報がいち早く経営トップに伝わるよう簡潔で明瞭な対応体制を構築している。情報管理体制については、文書管理規程及び関連マニュアルに従い、重要情報については少なくとも10年以上の保存を義務付けている。

企業集団における内部統制として、事業会社経営管理規程、その他規程を設け、子会社の意思決定にあたって当社と協議すべき事項、方法について明確にしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、グループ全体に共通して適用される規程に基づいて、反社会的勢力に対して、その要求を拒否し、どのような名目があっても、なんらの経済的利益、便益、特典、恩恵等を提供しないことが求められている。また、当社グループの役員、従業員に周知徹底するとともに、通報制度である「スピークアップライン」及び「監査役直通ホットライン」により、遵守状況に関する情報を収集し、実効性を担保している。

また、平素より関係行政機関などから情報の収集を行うとともに、問題発生時には、関係行政機関や外部の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

「適時開示体制の概要」
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおり。

(1)適時開示方針
当社は、持株会社としての当社及び傘下の事業会社各社から構成される当社グループの全役職員の行動指針を明文で定め、当該行動指針の精神に基づいて、正確で適切な情報を速やかに開示し、説明責任を果たすべく上場会社として、会社情報の適時開示に努めている。

(2)適時開示体制
持株会社としての基本的な体制:当社は、持株会社体制のもと、事業会社経営管理規程に基づいて、事業会社各社の業務執行をしている。

重要情報の報告体制: 当社に報告されるべき各事業会社における重要情報の種類及び当社への報告体制については、事業会社経営管理規程において定めている。重要情報には、いわゆるインサイダー情報及び適時開示が必要な情報は漏れなく含まれており、また、重要情報が発生した場合には、直ちに当社に報告される旨規程している。

開示情報の集約体制: 当社における重要情報は、取締役会事務局、財務部門、経理部門、企画部門等重要情報を取り扱う部門から情報取扱責任者(広報・IR部長)への随時の連絡を義務化しており、また、事業会社に係る重要情報等その他の情報についても同様に、情報取扱責任者に集約される体制を構築している。

開示の意思決定プロセス: 適時開示の対象となり得る情報が発生した場合は、都度、適時開示の必要性について関係部門が判断し、開示が必要な場合は必要な機関決定を経たうえで、情報取扱責任者が開示を行う体制を構築している。

情報管理の全社体制と教育: 適時開示事項を含む内部情報については、全グループに適用される「インサイダー取引防止規程」においてその取扱い方針を定めている。CFOが全グループのインサイダー取引防止に関する責任者として、内部情報の取扱いを決定する。また、各事業会社に管理責任者を設置し、各事業会社における情報管理体制構築及び運用に責任を負う。重要情報の取扱いの周知徹底については、役職員を対象とした社内研修、インサイダー取引に関する法令、社内規程等の情報をイントラネットに掲載する等の方法を用い、今後さらに充実を図っていくことを考えている。

(3)内部統制機能
適時開示体制の確保を含めた内部統制機能として、本報告書記載の体制を構築、運用し、且つ監査体制についても構築、運用している。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――